



2025年3月26日

各位

会社名 株式会社Eストアー
代表者名 代表取締役COO社長 柳田 要一
(コード: 4304 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 津田 哲也
電話番号 03-6434-0978

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年5月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集に関する基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年4月10日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2025年4月10日（木曜日）
- (2) 公告日 2025年3月26日（水曜日）
- (3) 公告の方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<http://estore.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2025年3月3日付当社プレスリリース「株式会社JG27による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社JG27（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2025年3月4日から実施しております当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び石村賢一氏が保有する資産管理会社である株式会社ユニコム（以下「ユニコム」といいます。）が所有する当社株式の全て（以下「不応募対象株式」といいます。）を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び不応募対象株式を除きます。）の取得を目的とした一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後及び決済の完了後速やかに、公開買付者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及びユニコムは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合には、その開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

ただし、本公開買付けが成立しなかった場合、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上